

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 久喜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成22年久喜市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮若しくは拘留の刑」を「拘禁刑若しくは拘留の刑」に改める。

(久喜市介護保険条例施行規則の一部改正)

第2条 久喜市介護保険条例施行規則（平成22年久喜市規則第129号）の一部を次のように改正する。

様式第6号及び様式第23号中「懲役の処分を受けます」を「拘禁刑に処せられることがあります」に改める。

(久喜市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第3条 久喜市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成22年久喜市規則第135号）の一部を次のように改正する。

様式第5号中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改める。

(久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 久喜市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成22年久喜市規則第179号）の一部を次のように改正する。

様式第14号及び様式第15号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(久喜市下水道条例施行規則の一部改正)

第5条 久喜市下水道条例施行規則（平成22年久喜市規則第216号）の一部を次のように改正する。

様式第32号を次のように改める。

附 則

この規則は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行の日から施行する。

様式第32号（第39条関係）

（表）

写 真	●市章入る●	第	号
	立 入 検 査 職 員 証 明 書		
	所 属		
	職 氏 名		
	生年月日		
上記の者は、下水道法第32条第1項の規定により立入り等を行う者であることを証明する。			
年 月 日			
久喜市長			印

（裏）

下 水 道 法（抜すい）

（他人の土地の立入又は一時使用）

第32条 公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する調査、測量若しくは工事又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

（第2項から第6項まで省略）

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

（第8項から第10項まで省略）

第47条 第32条第7項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。